

令和8年度

岬町新型コロナワクチン予防接種説明書

新型コロナワクチン予防接種は、個人の発病またはその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的として行うものです。なお、法律上の義務はありませんので自らの意思と責任で接種を希望する場合のみ指定医療機関にお申し込みください。医師から予防接種の効果、重篤な副反応及び予防接種健康被害救済制度について説明を受け、本人の意思と責任で希望する場合に接種してください。

【対象者】

- ① 接種当日65歳以上の人（65歳以上とは65歳の誕生日の前日から該当します）
- ② 接種日当日60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（該当の機能障害で身体障害者手帳1級所持または相当程度の人）※身体障害者手帳など（障害の内容や程度が証明できるもの）を接種する医療機関へ提示する必要があります。

【実施期間及び自己負担金など】

- 実施期間：令和8年10月1日（木）～令和8年12月末日の診療時間内
- 自己負担金：8,000円 ※実施期間を過ぎると全額自己負担となりますのでご注意ください。

【自己負担金徴収免除制度について】

町民税非課税世帯…事前に自己負担金徴収免除証明書の発行が必要です。

（本人確認書類を持参し、岬町立保健センターで発行申請。R8年4月以降に発行済の方は手持ちの証明書を医療機関へ持参。）

生活保護受給者…生活保護受給者証明書原本または生活保護法医療券を指定医療機関へご提示ください。

1. 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチン予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、法令に基づき、医療費及び医療手当等、その健康被害の状況に応じた給付を行います。

2. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意事項

新型コロナワクチンの予防接種について、この説明書と製薬会社発行の説明書をよく読んで、予防接種の効果や副反応及び予防接種健康被害救済制度についてよく理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師とよく相談してください。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予約当日、体調が悪い場合は接種を延期してください。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人（代筆者）が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

裏面もお読みください。

(2) 予防接種を受けることのできない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人
一般的に、**体温が37.5℃以上**の場合。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
重篤かつ急性の病気にかかっており薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ 新型コロナワクチン予防接種に含まれる成分に対し、**アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方**。
「アナフィラキシーなどの重度の過敏症」とは、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状です。
- ④ 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなければならない人

- ① 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ② 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ③ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ④ 過去にけいれんを起こしたことがある方
- ⑤ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方

ワクチン接種は体調のよいときに受けるのが基本ですので、特に基礎疾患のある方は、病状が悪化していたりする場合は避けた方がよいと考えられます。ご心配な方は、主治医にご相談ください。

3. 予防接種ができなかった場合の注意

医師の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合などにおいては、その後新型コロナウイルスに罹患、あるいは罹患した事による重症化、死亡が発生しても、市町村及び担当した医師にその責任を求めることはできません。

お問い合わせは、お住まいの市町の担当部署までお願いします。

問い合わせ先	電 話
泉佐野市健康推進課	463-1212 (代)
熊取町健康・いきいき高齢課（熊取ふれあいセンター）	452-6285
田尻町健康課（たじりふれ愛センター）	466-8811
泉南市保健推進課（泉南市立保健センター）	482-7615
阪南市立保健センター	472-2800
岬町立保健センター	492-2424

※この説明書は、B 類疾病予防接種ガイドライン、厚生労働省「インフルエンザ Q&A」等を参考に作成しています。

令和8年7月 岬町立保健センター作成